

一般社団法人日本ジュニアヨットクラブ連盟 定款細則附則

定款細則第3条第3項の登録クラブの負担金については下記の通りとする。

1. 各登録クラブはそのクラブに所属するジュニアセーラーの人数の基準に従って負担金を納入するものとする。

(クラブ所属のジュニアセーラーの人数)	(登録クラブの負担金額)
5名未満	10,000円 (年間)
5名以上～10名未満	20,000円
10名以上～15名未満	30,000円
15名以上～20名未満	40,000円
20名以上～25名未満	50,000円
25名以上～30名未満	60,000円
30名以上～35名未満	70,000円
35名以上～40名未満	80,000円
40名以上～45名未満	90,000円
45名以上～	100,000円

2. 各登録クラブは、前年度3月末日までに、当該年度4月1日時点での各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿を提出し、この名簿に基づき前項の基準に従って各登録クラブの負担金額を決定し、当該年度4月末日までに納入するものとする。
但し、当該年度4月1日以降に各登録クラブ所属のジュニアセーラーの新たな入会があった場合速やかに文書で、連盟事務局に提出してあるジュニアセーラーの名簿の追加記載を申請し、前項の基準に従って負担金額の調整をするものとする。
3. 各登録クラブが、クラブ所属のジュニアセーラーの名簿記載の者について、当該年度の公益財団法人日本セーリング連盟の会員登録を希望する場合は、連盟がその費用を負担して申請を行う。
4. 提出された各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿記載の者は、連盟の主催する当該年度の大会、競技会の参加資格を得るものとする。
各登録クラブ所属のジュニアセーラーで名簿に記載されていない者については、大会又は競技会開催日以前に、文書で連盟事務局に連絡の上名簿の追加記載を申請し、負担金額の調整差額を納入すれば参加資格を得ることが出来るものとする。
5. この定款細則附則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款細則第5条第2項のサポーター登録の通信事務費については下記の通りとする。

1. 平成25年度の登録については、通信事務費は1,000円とする。
2. 平成26年度以降の登録についての通信事務費は別途理事会で決定する。
3. この定款細則附則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。